

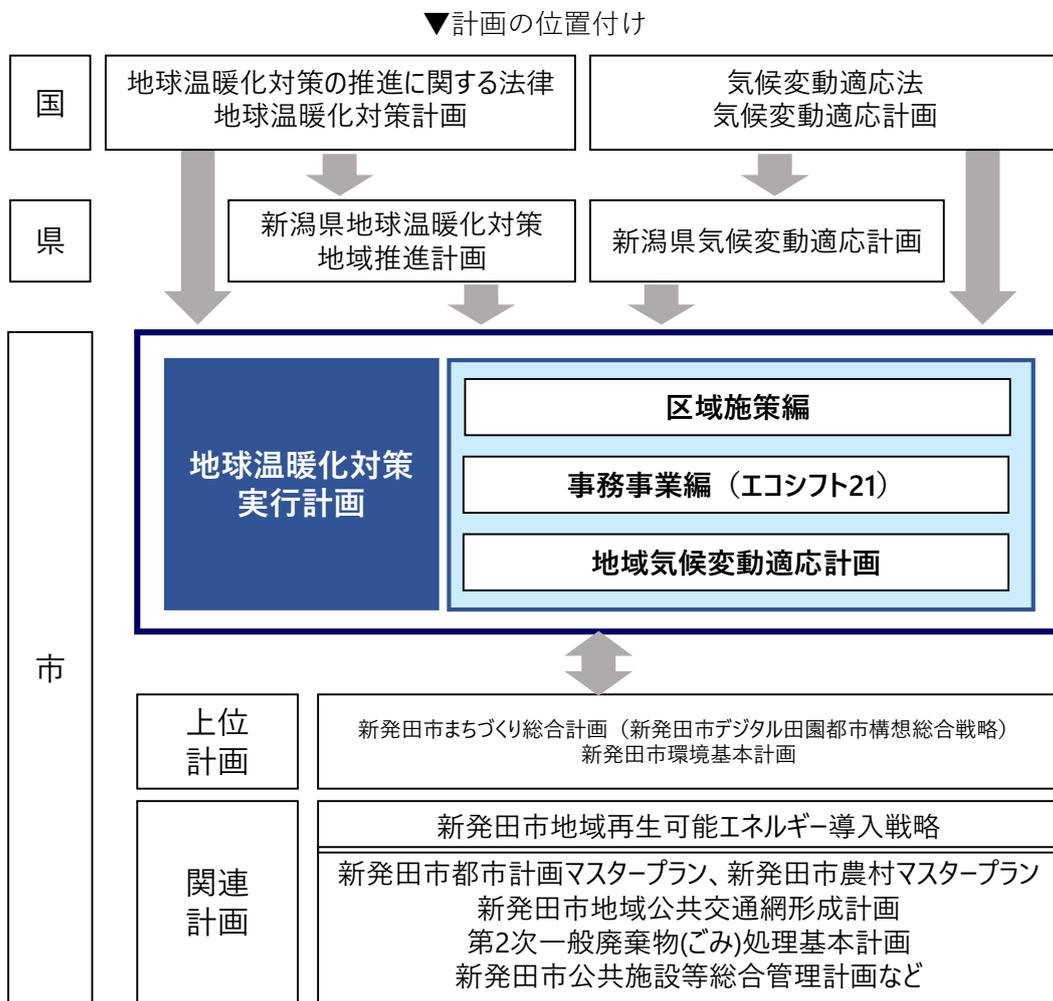
基本的事項

(1) 計画の目的

エコシフト 21 は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、国の「地球温暖化対策計画」に即して、本市の事務事業において、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出を削減することを目的として策定するものです。

(2) 計画の位置付け

エコシフト 21 は、地球温暖化対策推進法で定める「地方公共団体実行計画（事務事業編）」として位置付けられるもので、「新発田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」における「緩和策」の一つとして示される「本市の事務事業・公共施設等の脱炭素化」の取組に対応する計画です。



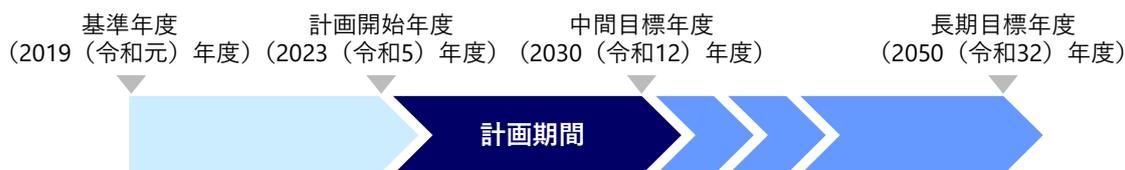
(3) 計画期間と基準・目標年度

エコシフト 21 の計画期間は、2023（令和 5）年度から 2030（令和 12）年度までの 8 年間とします。

また、2019（令和元）年度を温室効果ガス排出量削減目標の基準年度、2030（令和 12）年度を中間目標年度、2050（令和 32）年度を長期目標年度として設定します。

なお、社会情勢に大きな変化があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

▼計画期間



基準年度については、国は2013（平成25）としていますが、本市では、2017（平成29）年より本庁舎の建替えがあり、施設・設備の運営体制が大きく変化したため、それらの排出量の増減を考慮して、エコシフト21の基準年度は、新庁舎の運営体制が本格稼働し、施設・設備の電力や燃料の使用量が安定している近年のデータを基準値とするため、基準年度は2019（令和元）年度としています。

(4)計画の対象範囲

エコシフト21における対象組織は、本市の全ての事務事業（市が直接実施するもの）と機関に所属する職員（非常勤職員含む）を対象とします。

なお、指定管理者制度により、外部への委託等により実施する事務事業で、温室効果ガスの排出抑制が可能なものは、受託者に対して、必要な措置を講ずるよう要請するものとします。

▼事務事業別分野

分野	主な課等
生活・環境	地域安全課、環境衛生課、地域整備課、維持管理課、建築課、財産管理課、下水道課、水道局業務課、水道局浄水課
健康・医療・福祉	健康推進課、スポーツ推進課、保険年金課、高齢福祉課、健康長寿アクティブ交流センター、こども課、社会福祉課、新発田駅前複合施設
教育・生涯学習	教育総務課、学校教育課、文化行政課、市民文化会館（文化芸術振興室）、中央図書館、歴史図書館、新発田地区公民館、豊浦地区公民館、紫雲寺地区公民館、加治川地区公民館、生涯学習課（生涯学習センター）、青少年健全育成センター
産業	商工振興課、観光振興課、農林水産課、農業委員会事務局
市民活動・行政活動	議会事務局、総務課、人事課、財務課、みらい創造課、契約検査課、情報政策課、人権啓発課、税務課、収納課、市民生活課、市民まちづくり支援課、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
小・中学校	外ヶ輪小学校、猿橋小学校、御免町小学校、二葉小学校、東小学校、川東小学校、七葉小学校、佐々木小学校、住吉小学校、東豊小学校、豊浦小学校、紫雲寺小学校、米子小学校、藤塚小学校、加治川小学校、本丸中学校、第一中学校、猿橋中学校、東中学校、川東中学校、七葉中学校、佐々木中学校、豊浦中学校、紫雲寺中学校、加治川中学校
保育園・幼稚園	中井保育園、五十公野保育園、天ノ原保育園、松浦保育園、うすが森保育園、川東保育園、菅谷保育園、ななは保育園、豊浦保育園、藤塚浜保育園、紫雲寺保育園、米子保育園、大峰保育園、御免町幼稚園

※新発田市まちづくり総合計画の5つの基本目標に加え、小・中学校、保育園・幼稚園に分類（2023（令和5）年4月時点）

(5)対象とする温室効果ガス

エコシフト 21 と本計画では、環境省「市町村地球温暖化対策実行計画」における「事務事業編」で温室効果ガス総排出量の算定対象となる温室効果ガスは、以下の表に示す温室効果ガスを対象とします。

ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄は、本市の事務事業による排出量のごくわずか又は全く発生せず、定量的な把握は困難なため、本計画の対象から除くこととします。

▼対象とする温室効果ガス

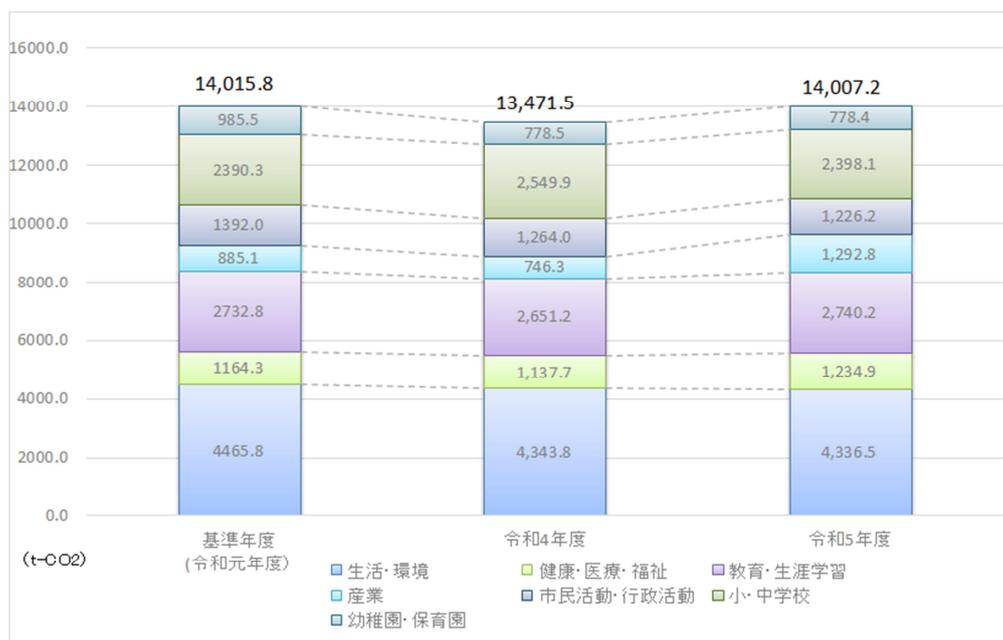
温室効果ガスの種類		用途・排出源
対 象	二酸化炭素 (CO ₂)	電気・燃料の使用、公用車の使用など
	メタン (CH ₄)	下水処理、公用車の使用など
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	公用車の使用など
対象外	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど
	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体の製造プロセスなど
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気の絶縁体など

2023（令和 5）年度の温室効果ガス排出量の現状

(1)温室効果ガス排出量の推移

本市の事務事業で排出する温室効果ガス総排出量は、14,007.2t-CO₂（2023（令和5）年度）で、基準年度である2019（令和元）年度（14,015.8t-CO₂）と比較すると、約0.1%減少しています。

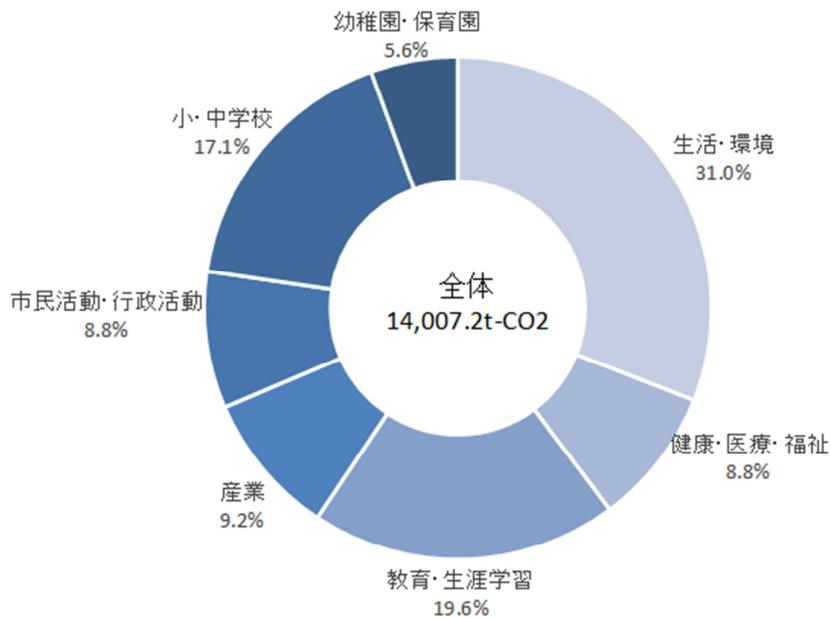
前年度の総排出量 13,471.5t-CO₂（令和 4 年度）と比較すると、約 4.0%増加しています。



(2)事務事業分野別の温室効果ガス排出量の状況

2023（令和5）年度総排出量の事務事業分野別の内訳を見ると、「生活・環境」が31.0%と最も多く、次いで「教育・生涯学習」が19.6%、「小・中学校」が17.1%となっています。

▼事務事業分野別温室効果ガス排出量の割合

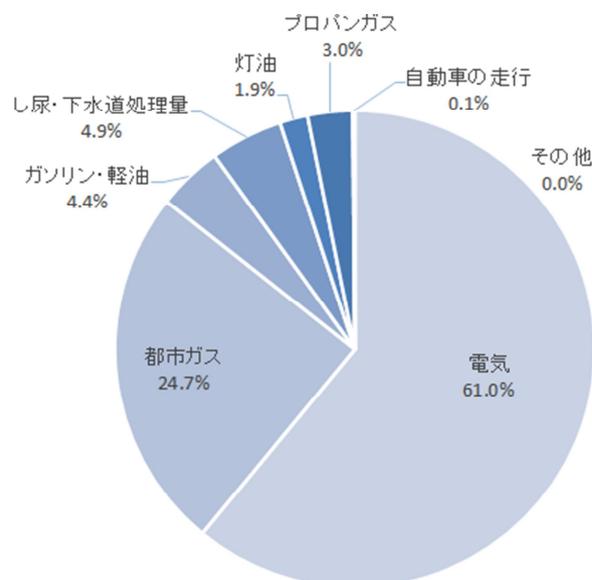


(3)エネルギー別の温室効果ガス排出状況

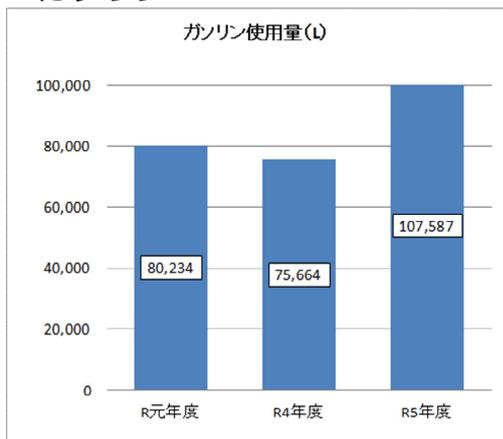
2023（令和5）年度のエネルギー別の温室効果ガス排出量は、電気使用量が61.0%と最も多くなっており、2022（令和4）年度と比べて約0.6ポイント増加しています。

次いで都市ガスが多くなっており、2022（令和4）年度では23.5%から、2023（令和5）年度では24.7%、1.2ポイント増加しています。

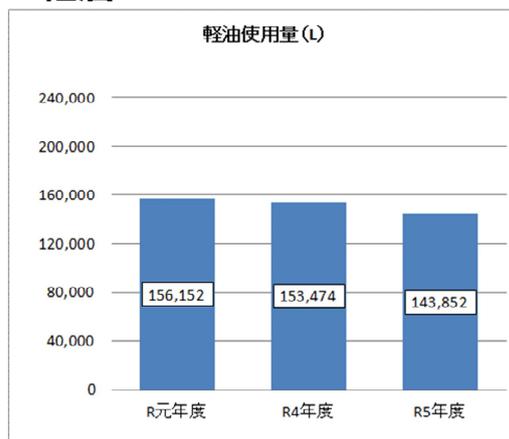
▼エネルギー別の温室効果ガス排出量



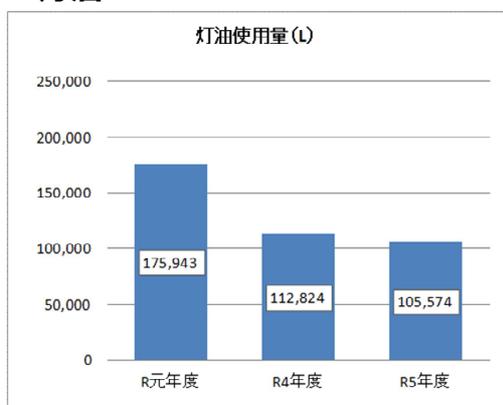
■ ガソリン



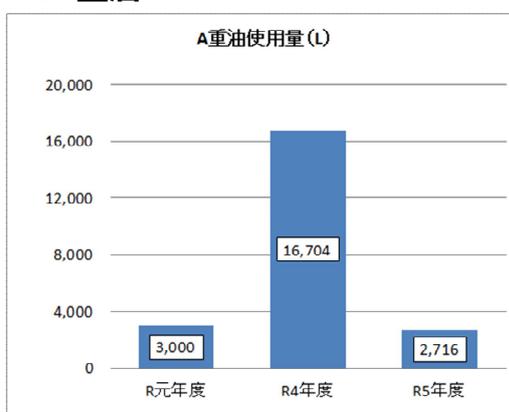
■ 軽油



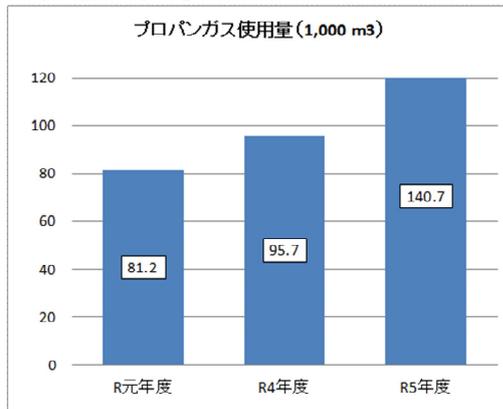
■ 灯油



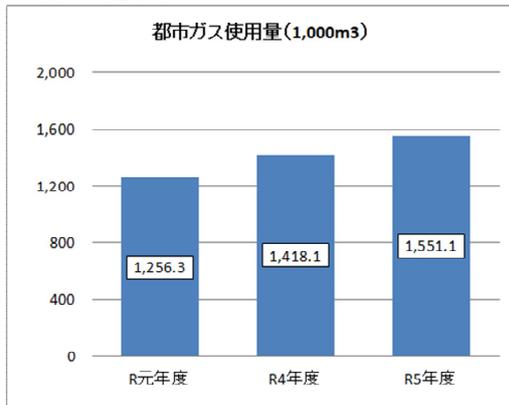
■ A重油



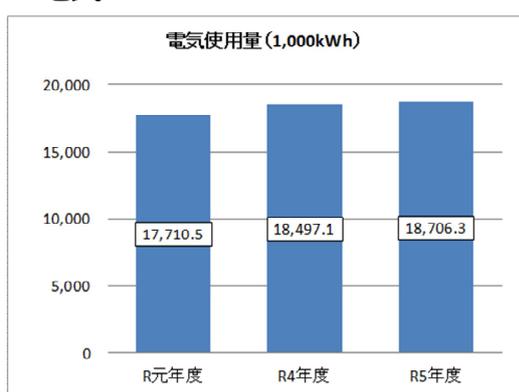
■ プロパンガス



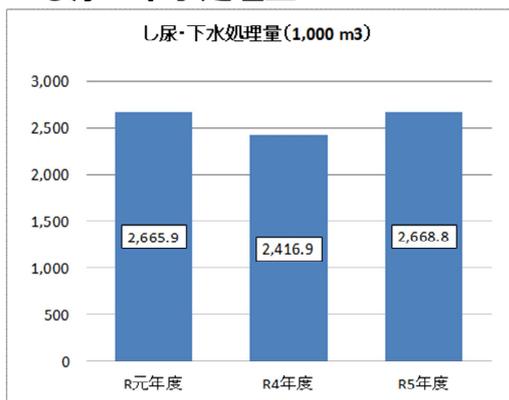
■ 都市ガス



■ 電気



■ し尿・下水処理量



温室効果ガス削減目標

温室効果ガス 削減目標	中期目標年 2030(令和12)年
	6,448 t-CO ₂
温室効果ガス 実質排出量目標	7,568.5 t-CO ₂ (基準年比 ▲46%)

2022（令和5）年度における本市の事務事業における温室効果ガス総排出量は14,007.2t-CO₂となっています。市全体では、2030（令和12）年度に温室効果ガスを基準（2013（平成25））年度比46%減とすることを削減目標としていることから、市役所においても2030（令和12）年度に温室効果ガスを基準（2019（令和元））年度比46%減とすることを削減目標とし、2030（令和12）年度の実質排出量を7,568.5t-CO₂にすることを目指します。

▼温室効果ガス削減目標

